

公 示 日:2026 年 7 月 1 日(水)

調達管理番号:26a00374

国 名:ケニア国

担 当 部 署:ガバナンス・平和構築部 平和構築室

調 達 件 名:ケニア国難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進アドバイザー  
業務(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

## 1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進アドバイザー
- (2) 格 付 :2 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:ナイロビ市

※居住地はナイロビとなり、トゥルカナ郡及び他郡へは出張ベースで業務を実施することを想定。なお、出張頻度は2カ月に一回程度を想定。

- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 8 月下旬から 2028 年 11 月上旬
- (6) 渡航期間:2026 年 10 月 28 日から 2028 年 10 月 27 日(予定)
- (7) 業務量の目途:24 人月

## 2. 業務の背景

ケニア国は 1990 年代初頭からソマリアやスーダン等周辺国から多くの難民を受け入れ、北西部トゥルカナ郡のカクマ難民キャンプ、北東部ガリッサ郡のダダーブ難民キャンプに収容する政策を取ってきた。2026 年現在、84 万人強の難民がカクマ、ダダーブ難民キャンプに加えて、カクマ付近のカロビエイ難民居住区の 3 か所及び都市部に居住している。また難民の滞在が長期化する一方で、スーダンの武力衝突など周辺地域の不安定な情勢により近年難民の新規流入数の増加しており、難民の支援ニーズの増大に加えて、昨今の世界情勢により人道支援資金が大幅に減額されたことがホストコミュニティやケニア政府の大きな負担となっている。

そうした中、ケニア政府は 2016 年のニューヨーク宣言に基づいて Comprehensive Refugee Response Framework (CRRF) の施行国としてケニア版 CRRF「SHARE」を策定。その理念を 2021 年に制定した難民法により法制化し、難民の開発計画への包摂を明文化した。そして、国家及び郡政府を公共サービス提供主体として位置づけ、自立・生計・移動・就労について難民に移民と同等の権利を与えて社会経済活動への参加を可能にするための制度基盤を整備するなど、難民の地域社会への統合を推し進める方針を取るようになった。なお、これらを地域レベルで具現化するための実施計画として、KISED P、GISED P<sup>1</sup>が策定されている。さらに、2022 年に成立したルト新政権は、国際社会からの要請やアフリカ域内市場統合化の流れを受け、難民の社会統合に向けた取り組みを更に推進するため、2025 年 3 月に、難民の社会・経済機会へのアクセスを制限したキャンプ収容政策からホストコミュニティとの共存に転換するシリカ計画(Shirika Plan)<sup>2</sup>を始動させた。同計画は国際的な取り決めである 2018 年の難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)に沿ったものであり、難民とホストコミュニティの社会経済統合や難民の自立を促進するとともに、難民と受入れ社会間でのサービスアクセスの格差が課題であった人道支援から、難民と受入れ地域社会双方を対象とした統合的なサービス提供を行う開発アプローチへの移行を目指している。その実現に向けて、ケニア政府はシリカ計画に基づいてカクマ及びダダーブ難民キャンプを統合居住地へと転換し、難民と受入れ社会住民への統合的社会サービスを実施するべく、人道支援と開発援助の一体的実施(「人道と開発のネクサス」)を推し進めている。

JICA は、2024 年よりケニア内務国家行政省(以下、内務省)の難民保護や難民に係る行政手続き・プログラム等を担う難民支援局(DRS: Department of Refugee Services)にアドバイザーを派遣し、シリカ計画の実施促進に向けた DRS の能力強化や、難民受入れ地域における社会サービス強化の一環である給水公社の能力向上支援などを行ってきた。具体的には、シリカ計画・KISED P II 実装を見据え、JICA が貢献可能な給水分野を軸とした支援プログラムを具体化し、

---

<sup>1</sup> KISED P: Kalobeyei Integrated Socio-Economic Development Plan in Turkana West及び GISED P: Garissa Integrated Socio-Economic Development Plan 。郡開発計画(CIDP: County Integrated Development Plan)

の下位に位置付けられる郡内特定地域実施計画。なお、KISED Pは中央政府が法制化を進める前の2018年に現場の実情に応じて策定されており、現在はKISED PII(2023-2027)及びGISED PI(2023-2027)を施行中。シリカ計画(Shirika Plan)は、難民・ホストコミュニティの社会経済的統合を目的とする国家レベルの上位政策枠組みで、KISED P及びGISED Pはトゥルカナ郡(カクマ及びカロバイエイ)及びガリッサ郡(ダダーブ)において具体的に実装するための郡・地域レベルの包括的実施計画として位置付けられ、給水を含む基礎的公共サービスの政府主導による提供を通じて同計画の現場実装を目指している。

<sup>2</sup> 2026年4月、内務省がUNHCRの支援の下でシリカ計画Implementation Matrixを策定し、Economic Development, Social Protection, Lands, Housing and Infrastructure, WASH, Environment, Peace and Cohesion分野のTWGを開催。

トゥルカナ郡において水公社の研修や無償資金協力の形成支援を通じて郡政府および給水事業体の能力向上に寄与した他、シリカ計画の WASH 分野の TWG において、同計画 Implementation Matrix に沿った実施に向けた助言を行った。また、同計画の広報映像等の製作支援を行った他、DRS・ドナー間協議への助言を通じて政策と開発実装の接続を支援した。上記の協力によってシリカ計画の枠組みの整備が進む一方、分野別の具体的実施計画と進捗管理体制が十分に確立されていない。また DRS は人道支援資金の削減によって人員体制が脆弱化しており、調整・モニタリング機能が十分に発揮されていない。また、カクマを管轄する水公社(KALWASCO)は水道事業に必要な許認可を取得できていない等、能力強化は途上である。かかる状況により、中央および難民受入れ地域政府の能力強化を通じたシリカ計画の推進に向けて、ケニア政府より継続的な支援が要請された。後継案件では、これまでの実績を柱に、トゥルカナ郡における水・衛生サービスのケニア政府への移管を支援すると共に、Implementation Matrix に沿ったシリカ計画推進に向けた WASH 分野に係る助言や DRS 及び難民受入れ地域政府の能力強化を行う事が求められている。

なお、本案件は、2026 年 1 月に開始した無償資金協力「トゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画(UN 連携／UN-Habitat 実施)」及び JICA ケニア事務所主管現地国内研修「難民ホストコミュニティの気候レジリエンスと生計向上のための能力強化」との連携、並びにシリカ計画の社会実装を目指す民間企業との相乗効果創出が期待されている。

なお、「案件概要表」は別紙1のとおり。

### 3. 期待される成果

本専門家は、先行案件の成果を踏まえて、内務省難民支援局のカウンターパート(以下、C/P という)やトゥルカナ郡政府関係者、別途傭上するローカルスタッフ及び他の関係者と協働して、シリカ計画の実施推進やそれに資する難民受入れ地域政府の水衛生分野の能力向上に係る技術的・政策的助言を提供すると共に、本案件の成果とプロジェクト目標並びに期待された活動を達成するよう、本事業全体の運営管理を行う事が期待されている。

また、ケニア国難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進(以下、本事業という)の実施にあたっては、隣国ウガンダを中心に実施される広域案件「アフリカの角及び大湖地域における難民・国内避難民対応(HDP ネクサス推進)」との連携や、トゥルカナ郡カクマ難民キャンプ及び周辺地域において、民間企業による事業との連携活動を行う事が期待されている。

## 4. 業務の内容

### 【事業運営・管理】

- ① 案件概要表で想定される本事業のプロジェクト目標及び成果の達成に向け、事業全体を適切に運営・管理する。
- ② 事業の活動計画(在外事業強化費の執行計画、国内研修等を含む)を、JICA(本部・事務所)及び C/P と協議の上策定し、実施及び進捗管理を行う。
- ③ 進捗管理を通じて把握される課題や外部条件の変化について分析を行い、C/P 及び JICA と協議の上、柔軟な計画見直しや対応策の提案・実施を行う。
- ④ JICA 及び C/P に対し、活動内容、成果、課題に加え、ケニア政府及び関係機関の動向等について適時・適切に情報共有し、合意形成を図る。
- ⑤ 月報、出張報告、メール等を通じて、進捗状況、成果、課題及び教訓を JICA に報告し、今後の方針について協議する。また、各種報告書を遅滞なく提出する。
- ⑥ 国際機関や他のバイドナー、NGO や民間企業との情報交換・連携を促進し、効果的かつ効率的な協力実施に資する取組を、JICA と相談のうえ推進する。
- ⑦ グローバル難民フォーラム等の国際会議などでの発信を含め、活動成果の広報及び知見共有(JICA 平和構築 KMN での発信を含む)を行う。
- ⑧ ローカルスタッフの業務・労務管理並びに、活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務業務を適切に実施する。
- ⑨ 年次計画の進行に影響を与えるリスクや課題に留意し、問題が生じた場合には、C/P 及び JICA と協議のうえ、解決に向けた対応を行う。

### 【難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進:別途案件概要表を参照】

プロジェクト目標の達成を目的に、先行案件の活動を引き継ぎ主に以下の活動を行う。

#### (成果1に関わる活動)

活動1-1:Refugee Donor Group (RDG)等の各種会合に参加して情報収集を行うと共に、JICA の知見を発信し、難民支援局、国際機関、地域機構、バイドナー含む関係諸機関との関係強化を行う。

活動1-2:トゥルカナ郡での給水分野の協力の経験を活かし、分野別 TWG に参加して、シリカ計画 Implementation Matrix の進捗に応じて助言と情報収集を行うと共に、JICA の活動との整合性を確保する。

活動1－3:シリカ計画に関する各地での啓発活動を、先行案件で製作を支援した広報素材を用いて行う。

(成果2に関わる活動)

活動2－1:難民支援局のドナー向け報告会の結果等を踏まえて、能力強化支援に係る難民支援局との対話を継続する。特に、難民支援局に派遣されているデンマーク、GIZ、世銀の専門家と調整した上で支援策を検討、実施する。

活動2－2:上記 2-1 で調整した上で、内務省難民支援局及び地方局等(カクマ・ダダブ・ナクル・エルドレッド・モンバサを想定)を対象に、ケニア公務員研修所(KSG)における Refugee Management Program を含む能力強化研修の実施支援を行う。

活動2－3:広域技プロ「アフリカの角及び大湖地域における難民・国内避難民対応(HDP ネクサス)」と連携し、ウガンダで実施されるワークショップへの関係者の参加促進を通じて、ケニアの知見発信及び他国の経験からの学びの定着並びに実践に向けた支援を行う。

活動2－4: グローバル難民フォーラム(GRF)などの国際会議において、ケニア政府が自国の取り組みを対外的に発信するための支援を行うと共に、専門家自身による発信を行う。

(成果3に関わる活動)

活動3－1:カクマ及び周辺地域の給水サービスの移管に向けて、先行案件で能力強化を行ったカクマ地域水・衛生公社(KALWASCO)のフォローアップとして OJT を行いケニア水道サービス規制委員会(WASREB)で求められる各種ベンチマークの達成等を、Kenya Water Institute(KEWI)等を活用しながら支援する。

活動3－2:無償資金協力「トゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画(UN 連携／UN-Habitat 実施)」の活動のモニタリング支援及びフォローを行う。

活動3－3:カクマ難民キャンプ及び周辺地域における民間企業<sup>3</sup>との連携活動の実施支援とモニタリングを行う。

---

<sup>3</sup> 2026年6月8日にLIXIL社とJICAの覚書を締結。今後各国で促進していく連携事業の一つとして、トゥルカナ郡カクマ難民キャンプ及び周辺地域での合同調査を実施。今後、トゥルカナ郡水衛生サービス局やNGO等も含んで連携をしていく事を合意。具体的な活動については検討中。

(参考)トイレが経済を回すーアフリカから始まる“衛生経済”の共創ー世界50万人へのトイレ普及や雇用創出と難民の自立をめざし、JICAとLIXIL協力覚書

([https://www.jica.go.jp/information/press/2026/20250608\\_11.html](https://www.jica.go.jp/information/press/2026/20250608_11.html))

活動 3-4:カクマ及びホストコミュニティを対象とした衛生分野における現状把握とマスタープラン策定のフォローアップを行う。

【留意事項】

- ① トウルカナ郡における給水セクター分野において、先行案件で構築した JICA の実績・アセットを基盤として、シリカ計画推進に向けた協力の中核に給水セクターを据え、UN-Habitat や民間企業との連携により統合的社会サービスの移管支援を行うと共に、シリカ計画並びに KISED P II の実装を支援する。
- ② トウルカナにおける WASH 分野の協力の知見を蓄積し、シリカ計画の進捗を見据えながら、協力期間中に次期 KISED P (KISED P III) への打ち込みを行う事を視野に入れる。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

| No. | 提案を求める項目                                | 業務の内容での該当箇所      |
|-----|-----------------------------------------|------------------|
| 1   | シリカ計画の普及の障壁とそれを克服し定着させるための方法、方向性        | 成果 1 活動 1-2      |
| 2   | 内務省難民支援局及び地方難民支援局の組織能力強化及び知見の定着方法及び方向性  | 成果 2 活動 2-2, 2-3 |
| 3   | 難民受け入れ地域における水衛生サービス向上に係る民間連携も踏まえた方法・方向性 | 成果 3 活動 3-1, 3-4 |

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 類似業務経験の分野 | 難民受入政策支援に係る各種業務 |
| 語学の種類     | 英語              |

※難民受入政策支援に係る知識・経験を有することが求められます。

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名                 | 提出時期                     | 提出先                                     | 部数 | 言語  | 形態    |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------------------|----|-----|-------|
| ワーク・プラン <sup>4</sup> | 渡航開始より2か月以内              | ガバナンス・平和構築部                             | －  | 英語  | 電子データ |
|                      |                          | 平和構築室(CC:ケニア事務所)                        | －  | 日本語 | 電子データ |
|                      |                          | C/P 機関                                  | －  | 英語  | 電子データ |
| 3 か月報告書              | 渡航開始より3か月ごと <sup>5</sup> | 国際協力調達部(CC:ガバナンス・平和構築部平和構築室)            | －  | 日本語 | 電子データ |
| 業務進捗報告書              | 渡航開始より6か月ごと              | 国際協力調達部<br>(CC:ガバナンス・平和構築部平和構築室、ケニア事務所) | －  | 日本語 | 電子データ |
| 業務完了報告書              | 契約履行期限末日                 | ガバナンス・平和構築部平和構築室(CC:国際協力調達部、ケニア事務所)     | －  | 日本語 | 電子データ |

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は10月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から

<sup>4</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>5</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

配付しますので、[gpgpb@jica.go.jp](mailto:gpgpb@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進アドバイザー業務完了報告書
- ・上記専門家業務完了報告書の別添

## 7. 選定スケジュール

| No. | 項目             | 期限日時                     |
|-----|----------------|--------------------------|
| 1   | 簡易プロポーザル等の提出期限 | 2026年 7月 15日 12時まで       |
| 2   | プレゼンテーション実施案内  | 2026年 7月 27日まで           |
| 3   | プレゼンテーション実施日   | 2026年 7月 31 日10:00～11:30 |
| 4   | 評価結果の通知        | 2026年 8月5日まで             |

## 8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 家族帯同:可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。  
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。



- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 業務の実施方針等:       |      |
| ① 業務実施の基本方針、実施方法    | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制    | 4 点  |
| (2) 業務従事者の経験能力等:    |      |
| ① 類似業務の経験           | 20 点 |
| ② 語学力               | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等         | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |
| (計 100 点)           |      |

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

| 家族帯同の有無 |    | 本人のみ(家族帯同無) | 家族帯同有     |
|---------|----|-------------|-----------|
| 月額(円/月) | 法人 | 1,571,000   | 1,768,000 |
|         | 個人 | 1,218,000   | 1,415,000 |

② 教育費:

| 就学形態    |                   | 3歳～就学前 | 小・中学校   | 高等学校    |
|---------|-------------------|--------|---------|---------|
| 月額(円/月) | 日本人学校             | 43,000 | 52,400  | -       |
|         | インターナショナルスクール／現地校 |        | 167,900 | 185,700 |

③ 住居費:1,700ドル／月

④ 航空賃(往復):1,788,962円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:無し
- エ) 通訳備上:なし
- オ) 執務スペースの提供:難民支援局における執務スペース提供(ネット環境完備予定)
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、

現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

#### (4)臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### (5)その他留意事項

- 1)派遣前業務を委嘱する可能性があります。
- 2)業務委嘱期間:2026 年 9 月 1 日~2026 年 9 月 30 日
- 3)業務単価(月額) 法人:1,017,557 円/月  
個人:632,330 円/月

以上

## 案件概要表

## 1. 案件名(国名)

国 名: ケニア共和国

案件名: 難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進アドバイザー

Advisor on the Promotion of Humanitarian-Development-Peace Nexus in Refugee Response

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における難民支援の現状・課題及び本事業の位置づけ

ケニアは 1990 年代初頭からソマリアやスーダン等周辺国から多くの難民を受け入れ、北西部トゥルカナ郡のカクマ難民キャンプ、北東部ガリッサ郡のダダーブ難民キャンプに收容する政策を取ってきた。2026 年現在、84 万人強の難民がカクマ、ダダーブ難民キャンプに加えて、カクマ付近のカロビエイ難民居住区の 3 か所及び都市部に居住している。また難民の滞在が長期化する一方で、スーダンの武力衝突など周辺地域の不安定な情勢により近年難民の新規流入数の増加しており、難民の支援ニーズの増大に加えて、昨今の世界情勢により人道支援資金が大幅に減額されたことがホストコミュニティやケニア政府の大きな負担となっている。

そうした中、ケニア政府は 2016 年のニューヨーク宣言に基づいて Comprehensive Refugee Response Framework (CRRF) の施行国としてケニア版 CRRF「SHARE」を策定。その理念を 2021 年に制定した難民法により法制化し、難民の開発計画への包摂を明文化した。そして、国家及び郡政府を公共サービス提供主体として位置づけ、自立・生計・移動・就労について難民に移民と同等の権利を与えて社会経済活動への参加を可能にするための制度基盤を整備するなど、難民の地域社会への統合を推し進める方針を取るようになった。なお、これらを地域レベルで具現化するための実施計画として、KISEDPI、GISEDPI<sup>6</sup>が策定されている。さらに、2022 年に成立したルト新政権は、国際社会からの要請やアフリカ域内市場

<sup>6</sup> KISEDPI: Kalobeyei Integrated Socio-Economic Development Plan in Turkana West及び GISEDPI: Garissa Integrated Socio-Economic Development Plan。郡開発計画(CIDP: County Integrated Development Plan)

の下位に位置付けられる郡内特定地域実施計画。なお、KISEDPIは中央政府が法制化を進める前の2018年に現場の実情に応じて策定されており、現在はKISEDPII(2023-2027)及びGISEDPI(2023-2027)を施行中。シリカ計画(Shirika Plan)は、難民・ホストコミュニティの社会経済的統合を目的とする国家レベルの上位政策枠組みで、KISEDPI及びGISEDPIはトゥルカナ郡(カクマ及びカロバイエイ)及びガリッサ郡(ダダーブ)において具体的に実装するための郡・地域レベルの包括的実施計画として位置付けられ、給水を含む基礎的公共サービスの政府主導による提供を通じて同計画の現場実装を目指している。

統合化の流れを受け、難民の社会統合に向けた取り組みを更に推進するため、2025年3月に、難民の社会・経済機会へのアクセスを制限したキャンプ収容政策からホストコミュニティとの共存に転換するシリカ計画(Shirika Plan)<sup>7</sup>を始動させた。同計画は国際的な取り決めである2018年の難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)に沿ったものであり、難民とホストコミュニティの社会経済統合や難民の自立を促進するとともに、難民と受入れ社会間でのサービスアクセスの格差が課題であった人道支援から、難民と受入れ地域社会双方を対象とした統合的なサービス提供を行う開発アプローチへの移行を目指している。その実現に向けて、ケニア政府はシリカ計画に基づいてカクマ及びダダーブ難民キャンプを統合居住地へと転換し、難民と受入れ社会住民への統合的社会サービスを実施するべく、人道支援と開発援助の一体的実施(「人道と開発のネクサス」)を推し進めている。

JICAは、2024年よりケニア内務・国家行政管轄の難民保護や難民に係る行政手続き・プログラム等を担う難民支援局(DRS: Department of Refugee Services)にアドバイザーを派遣し、シリカ計画の実施促進に向けたDRSの能力強化や、難民受入れ地域における社会サービス強化の一環である給水公社の能力向上支援などを行ってきた。具体的には、シリカ計画・KISED II 実装を見据え、JICAが貢献可能な給水分野を軸とした支援プログラムを具体化し、トゥルカナ郡において水公社の研修や無償資金協力の形成支援を通じて郡政府および給水事業体の能力向上に寄与した他、シリカ計画のWASH分野のTWGにおいて、同計画Implementation Matrixに沿った実施に向けた助言を行った。また、同計画の広報映像等の製作支援を行った他、DRS・ドナー間協議への助言を通じて政策と開発実装の接続を支援した。上記の協力によってシリカ計画の枠組みの整備が進む一方、分野別の具体的実施計画と進捗管理体制が十分に確立されていない。またDRSは人道支援資金の削減によって人員体制が脆弱化しており、調整・モニタリング機能が十分に発揮されていない。また、カクマを管轄する水公社(KALWASCO)は水道事業に必要な許認可を取得できていない等、能力強化は途上である。かかる状況により、中央および難民受入れ地域政府の能力強化を通じたシリカ計画の推進に向けて、ケニア政府より継続的な支援が要請された。後継案件では、これまでの実績を柱に、トゥルカナ郡におけるWASHサービスのケニア政府への移管を支援すると共に、Implementation Matrixに沿ったシリカ計画推進に向けたWASH分野に係る助言やDRS及び難民受入れ地域政府の能力強化を行う事が求められている。

なお本案件は、2026年1月に開始した無償資金協力「トゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画(UN連携／UN-Habitat実施)」

---

<sup>7</sup> 2026年4月、内務省がUNHCRの支援の下でシリカ計画Implementation Matrixを策定し、Economic Development, Social Protection, Lands, Housing and Infrastructure, WASH, Environment, Peace and Cohesion分野のTWGを開催。

及び JICA ケニア事務所主管現地国内研修「難民ホストコミュニティの気候レジリエンスと生計向上のための能力強化」との連携、並びにシリカ計画の社会実装を目指す民間企業との相乗効果創出が期待されている。

## (2) 難民支援に対する我が国及び JICA の協力量針と本事業の位置づけ

我が国は、TICAD9の横浜宣言において、人間の安全保障の促進を重視し、人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)の枠組みの中で、持続可能で包摂的な開発の促進と、難民受入国及びコミュニティが開発ニーズに効果的に対応できるようにするための支援の重要性を示した。

また「対ケニア国別開発協力量針」(2020 年 9 月)では、地域の安定化に資するとして「人間の安全保障の視点に立ち、関係する国際機関とも協力しつつ、難民対策等の各種支援を行う」としている。さらに、2023 年 12 月に開催された第二回グローバル難民フォーラムにおいて、日本は共同議長を務め、HDP ネクサスの重要性を国際社会に発信している。

このため、内務省難民支援局に専門家を継続的に派遣し、政府主導でネクサスを具体化する政策形成・実施能力を強化することは、我が国協力量針との整合性および持続性の観点から重要性が高い。また、本事業は JICA グローバルアジェンダ「平和構築」にて重視する人道と開発と平和の連携にも資するものであり、実施の意義は大きい。

## (3) 他の援助機関及び民間企業の対応

- UNHCR、WFP、UNICEF 及び NGO<sup>8</sup>が難民登録及び保護、難民キャンプにおける食糧配給、教育、医療、シェルター、法務、生計向上、青少年活動等の支援を実施。
- デンマーク、GIZ、世銀が、難民支援局にアドバイザーを派遣して、シリカ計画実施促進及び職員の能力強化を行っている。また UNHCR は同局に対して難民登録・認定業務や制度整備に関する技術的・財政的支援を行っている他、シリカ計画実施支援を行っている。
- オランダの NGO、VNG が公務員研修所(KSG)で提供される Refugee Management Programme の策定支援を実施。
- 2026 年 1 月に無償資金協力「トゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画(UN 連携／UN-Habitat 実施)」の E/N、G/A が締結され、本事業との連携を想定。
- LIXIL(本邦企業)がトゥルカナ郡カクマ難民キャンプ等で簡易トイレの普及を通

---

<sup>8</sup> The NGO Refugee Group (NRG)がケニア国内におけるInternational及びNational NGOの調整を行い、シリカ計画促進にも積極的に関わっている。

じて、難民及びホストコミュニティの経済包摂と衛生環境改善を目指す SATO 事業を実施。

### 3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

ナイロビ、トゥルカナ郡(カクマ周辺の難民受入地域)

(2) 事業実施期間

2026 年 9 月～2028 年 8 月(計 24 カ月)

(3) 事業実施体制

実施機関：内務政務調整省・難民支援局 (Department of Refugee Services, Ministry of Interior and National Administration)

協力機関：トゥルカナ郡政府、カクマ給水公社(KALWASCO)、

投入：日本人専門家 1 名等

### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

難民の経済社会包摂が促進され、難民と受入れコミュニティが統合的社会サービス  
を享受し、両者の平和共存が促進される。

(2) プロジェクト目標：

シリカ計画推進に向けて中央政府の能力が強化され、難民受入れ地域における統  
合的社会サービス提供にかかる地方政府の能力が強化される。

(3) 成果

成果1：シリカ計画が、ケニア政府の Implementation Matrix に沿って推進さ  
れるよう助言すると共に、同計画の普及に資する活動によって難民受入  
れ地域におけるシリカ計画の理解が進む。

成果2：シリカ計画の実施とケニアにおける難民問題に係る人道と開発と平和のネ  
クサス促進に向けて、中央および地方の難民支援局の能力が強化される。

成果3：トゥルカナ郡をはじめとする難民受入れ地域における、給水分野の公共サ  
ービスへの移管に向けた体制が強化され、同地域の統合的社会サービス  
が向上する。

(4) 活動

活動1—1: Refugee Donor Group (RDG)等の各種会合に参加して情報収集  
を行うと共に、JICA の知見を発信し、難民支援局、国際機関、地域  
機構、バイドナー含む関係諸機関との関係強化を行う。

- 活動1－2: トウルカナ郡での給水分野の協力の経験を活かし、分野別 TWG に参加して、シリカ計画 Implementation Matrix の進捗に応じて助言と情報収集を行うと共に、JICA の活動との整合性を確保する。
- 活動1－3: シリカ計画に関する各地での啓発活動を、先行案件で製作を支援した広報素材を用いて行う。
- 活動2－1: 難民支援局のドナー向け報告会の結果等を踏まえて、能力強化支援に係る難民支援局との対話を継続する。特に、難民支援局に派遣されているデンマーク、GIZ、世銀の専門家と調整した上で支援策を検討、実施する。
- 活動2－2: 上記 2-1 で調整した上で、DRS 本省及び地方局等(カクマ・ダダブ・ナクル・エルドレッド・モンバサを想定)を対象に、ケニア公務員研修所(KSG)における Refugee Management Programme を含む能力強化研修の実施支援を行う。
- 活動2－3: 広域技プロ「アフリカの角及び大湖地域における難民・国内避難民対応(HDP ネクサス)」と連携し、ウガンダで実施されるワークショップへの関係者の参加促進を通じて、ケニアの知見発信及び他国の経験からの学びの定着並びに実践に向けた支援を行う。
- 活動2－4: グローバル難民フォーラム(GRF)などの国際会議において、ケニア政府が自国の取り組みを対外的に発信するための支援を行うと共に、専門家自身による発信を行う。
- 活動3－1: 先行案件で能力強化を行ったカクマ地域水・衛生公社(KALWASCO)の OJT としてケニア水道サービス規制委員会(WASREB)で求められる各種ベンチマークの達成、給水セクターの移行、UN-Habitat 国際機関連携無償のモニタリングを行い、それに対して必要な支援を行う。
- 活動3－2: 無償資金協力「トウルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画(UN 連携／UN-Habitat 実施)」の活動のモニタリング支援及びフォローを行う。
- 活動3－3: カクマ難民キャンプ及び周辺地域における民間企業との連携活動の実施支援とモニタリングを行う。

## 5. 備考

### 本事業における留意事項

- (1) トウルカナ郡における給水セクター分野において、先行案件で構築した JICA の実績・アセットを基盤として、シリカ計画推進に向けた協力の中核に給水セクターを据え、統合的社会サービスの移管支援を行うと共に、シリカ計画並びに



KISED P II の実装を支援する。

- (2) 広域案件「アフリカの角及び大湖地域における難民・国内避難民対応(HDP ネクサス推進)」との連携により、ケニア政府の難民対応能力強化を推進する。
- (3) 無償資金協力における UN-Habitat との連携や、民間企業との連携により、難民受入れ地域の WASH セクターの向上、並びにシリカ計画実施推進に向けた社会実装を後押しする。
- (4) トウルカナにおける WASH 分野の協力の知見を蓄積し、シリカ計画の進捗を見据えながら、協力期間中に次期 KISED P(KISEDPIII)への打ち込みを行う事を視野に入れる。